

マイナンバーの通知カードの廃止による本人確認書類の変更について

協会けんぽでは、申請書にマイナンバーをご記入いただいた場合、本人確認書類をご提出いただいております。この度、マイナンバーの通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、**本人確認書類として使用できなくなりました**（通知カードに記載の氏名・住所等の情報に変更がない場合を除く）。本人確認書類については、下の表をご確認ください。

申請書にマイナンバーが必要になるのはどんなとき？	記入した場合の添付書類
1 被保険者（会社にお勤めのご本人）の市区町村民税が非課税で、 マイナンバーによる情報連携 を希望するとき	「本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」+ 本人確認書類
2 保険証の記号・番号が不明のとき	「本人確認書類貼付台紙」+ 本人確認書類

マイナンバーによる情報連携とは	本人確認書類とは
マイナンバーを利用して、協会けんぽから自治体に所得（課税・非課税）の確認を行うことです。情報連携を行うことで、非課税証明書の添付を省略することができます。	マイナンバーを利用する際に、法律により提出が求められる書類です。本人確認書類には、「番号確認書類」と「身元確認書類」の2種類があり、それぞれ1点ずつの添付が必要です。

マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類 AとBのうちそれぞれ1点ずつ添付してください。	A 番号確認書類	B 身元確認書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面コピー ・個人番号の通知カードのコピー（記載情報と現況に相違のないもの） ・住民票（マイナンバーの記載のあるもの） ・住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面コピー ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー ・その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

※マイナンバーの通知カードとは、平成27年10月以降送付されたマイナンバーをお知らせする紙製のカードのことです。

家計に優しいジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品に変更した場合のお薬代の軽減見込額に関するお知らせをお送りしています。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方 ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方 <p>※すべての加入者様に通知されるものではありません。</p>	<p>令和2年度に 2回 お知らせを送付します</p> <p>1 回目のお知らせ ⇒ 令和2年8月頃</p> <p>2 回目のお知らせ ⇒ 令和3年2月頃</p> <p>加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。</p>
--------	--	---

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

<p>ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？</p> <p>効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です</p> <p>また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため 価格は3～6割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。</p>	<p>服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています</p> <ul style="list-style-type: none"> 剤形の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。 剤形の変更 飲みやすい形状に改良。 味の改良 にがみ等を抑えた味に改良。
--	---

これまでにお知らせをお届けした方のうち、概ね4人に1人の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており、このお知らせによる軽減効果額の累計（平成21年度から30年度まで）は、協会けんぽ全体で **約1,639億円（単純推計）** となりました。ご協力いただき、ありがとうございました。

※お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、右記までお知らせください。企画総務グループ ☎082-568-1014

保健指導で新型コロナウイルス感染症を拡大させないために ～安心な空間と時間を守るためのお願い～

健診の結果、メタボリックシンドロームの「予備群」又は、「該当」と判断された方に、特定保健指導のご案内をしております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問させていただく際に、以下のことにご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

協会けんぽが行うこと

- 保健指導者は、体温測定と体調確認を行ったうえで、訪問させていただきます。
- 面談前は、手洗い・手指消毒を行います。(手洗い場の使用についてご協力ください。)
- 距離(1～2m)を開けて、マスク着用のまま面談を行います。
- 人が入れ替わるたびにドアを開放し、定期的に換気を行います。
- 密着しないよう、パンフレット等を活用して説明します。
- 血圧や腹囲等の測定は行わず、ご自身で測っていただきます。

皆様をお願いしたいこと

- 面談前に、体温測定と体調確認を行ってください。発熱や自覚症状がある場合は、必ず、ご担当者様にご報告ください。
- 面談直前に、手洗い(もしくは手指消毒)を行ってください。
- 面談中は、マスクを着用してください(マスクはご自身でご用意ください)。
- ご自身の健診結果をお持ちください。
- その他、以下のチェック項目のいずれかに該当される場合は、ご担当者様にお申し出いただき、日程の調整等のご相談を行ってください。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

Check!

- いわゆる風邪症状が持続している
- 過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上)があった
- 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)である

歯周病簡易検査事業を終了いたします

協会けんぽ広島支部では、平成26年度より毎年多くの事業所様にて、歯周病簡易検査を実施してまいりました。しかしながら、事業所内で実施する現行の唾液による簡易検査は、新型コロナウイルス感染防止策を十分に講じることが出来ないため、昨年度をもって、やむなく終了することを決定いたしました。

なお、歯科医院においては、感染防止策を十分に講じたうえで歯周病検査を行っております。

歯周病は自覚症状がなく進行し、歯を失うだけでなく、糖尿病などの生活習慣病にかかるリスクを高める病気です。ぜひ、定期的な歯周病検査の受診をお願いいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

保険証 保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。

申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

